

令和 7 年

行方市農業委員会

第 12 回総会会議録

(令和 7 年 1 月 23 日)

令和7年12月23日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

- 議案第68号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第70号 現況証明願について
議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第72号 農業委員会等に関する法律23号の規定による農業委員会の同意について
報告第51号 令和8年度行方市農業施策に関する要望書の回答について
報告第52号 農地法第3条の3第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第55号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番	一 村 栄	2番	豊 村 由 貴	3番	大 原 一 美
4番	野 口 浩	5番	木 村 守	6番	阿 部 力 男
7番	飯 島 清	8番	関 口 順 一	9番	谷 田 川 栄
11番	茂 木 孝	12番	橋 本 清	13番	横 瀬 忠 美
14番	本 澤 政 雄	15番	風 間 啓 次	16番	小 沼 正 二
17番	郡 司 正 彦	18番	椎 名 勇	19番	高 塚 利 英

本日の出席推進委員

1番	深 澤 泉	2番	平 山 正	3番	金 田 景 行
4番	宮 寄 春 樹	5番	箕 輪 澄 子	6番	森 山 正 一
7番	小 澤 信 一	8番	山 崎 雄 一	9番	一 條 克 之
10番	小 嶋 得 男	12番	宇 井 勝 之	13番	野 原 賢 一
14番	川 島 隆 道	15番	石 田 充 春	16番	千ヶ崎 敏 男

3 本日の欠席委員

10番 近 藤 芳 子

本日の欠席推進委員

11番 横 田 俊 信

4 議事内容

| (開会宣言) 午後 3時00分

事務局	それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をいただきたいと思います。
会長	<p>(会長挨拶)</p> <p>それでは、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、第12回総会へ出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、総会前の会議、農政部会が行われました。委員の皆様、ご苦労さまでございました。</p> <p>12月18日は、水戸市のヒロサワシティ会館において、県農業会議主催による地域計画の実現により持続可能な農業・農村をつくる運動推進大会が行われ、役員の皆様、委員の皆様に出席をいただきました。</p> <p>さて、本日は総会、今ありましたけれども、総会終了後、麻生地区にて、市長をお招きいたしまして忘年会を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。</p>
事務局	<p>(議長の選出)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に入っていますが、総会の資料の閲覧の準備をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事日程に入ります。</p> <p>議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>(委員の出席状況)</p> <p>まずは、資格審査報告です。</p> <p>ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(会議録署名人の指名)</p> <p>日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。</p> <p>16番小沼正二委員 17番郡司正彦委員。</p>
議長	<p>(書記の任命)</p> <p>次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稻田事務局長補佐、荒井係長を任命します。</p>
	(会期)

議長 次に、日程第3、会期の決定であります。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

（経過報告）

議事務局 次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。

それでは、今日付の経過報告につきまして報告をさせていただきます。

前回の総会以降の行事につきまして報告をさせていただきます。

まず、11月27日でございます。県選出与党国会議員への要請集会及び会長代表者集会のほうが東京都の憲政記念館及び文京シビックホールにおきまして開催をされております。こちらにつきましては、農業予算の確保、新たな基本施策の実現等の推進に向けた要請ということで、こちらは会長と事務局で出席をしております。

続きまして、11月28日でございます。静岡県の焼津市農業委員会の視察研修の受入れということで、この北浦庁舎におきまして視察研修の受入れをしております。内容としましては、行方市農業委員会の取組等につきましてということで、タブレットの活用状況等につきまして説明をさせていただいております。出席者におきましては、会長、事務局、またJAなめがたの副部長の出席をいただきました。

続きまして、12月2日でございます。いばらき農業委員会女性協議会の現地研修会がレイクエコーで開催をされております。講演としましてJAなめがたしおさいの取組、また、視察としまして、JAなめがたしおさいのキュアリング倉庫の視察をしております。講演につきましては、JAの金田組合長の講演を聞いているところでございます。出席につきましては、近藤委員、箕輪委員、事務局で出席をしております。

続きまして、12月18日でございます。地域計画の実現により持続可能な農業・農村を創る運動推進大会ということで、ザ・ヒロサワ・シティ会館におきまして、農業委員会組織をめぐる情勢についての講演等を聞いてございます。こちらにつきましては、農業委員、推進委員、事務局ということで、役員さんを中心にお席をしておるところでございます。

続きまして、12月23日、本日でございます。第4回農政部会を北浦庁舎で開催しております。認定農業者等の意見交換会の開催についてということで、農政部会の出席をいただきまして、開催しております。

続きまして、同じく23日、本日でございます。第12回総会ということで、ただいま開催中でございます。以上でございます。

（議案の審議）

議長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

（議案第68号）

議長 議案第68号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を

事務局	議題といたします。事務局より説明願います。 議案第68号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があつたので提案する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
	案件につきましては、第8項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
	なお、第1項から8項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。
17番	17番、郡司です。第1項の調査報告いたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、59歳で、行方市井上藤井に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など296アールほど営農しております。譲渡人は、74歳で、同市藤井に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。農機具等もそろっており、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
	発言する者なし。
議員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員	異議なし。（全員一致）
議員	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
1番	1番、一村です。第2項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、新宮在住の70代の男性の方。譲渡人も、新宮在住、80代の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は現在、レンコンを中心に8,628平米を耕作しております。今回取得しようとする土地は、家から200メートルほどのところであり、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	調査の結果は、自宅から200メーター、何の問題なく許可相当ということでした。質疑はありませんか。
	発言する者なし。
議員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員	異議なし。（全員一致）
議員	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 9 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。第3項の調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田、両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市在住、20代の農業の男性です。渡人は、市内矢幡在住、70代の農業の男性の方です。申請事由については、新規就農です。区分については、売買による所有権移転となります。約20アールのハウスでブドウを作付する予定になっています。調査の結果、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	調査の結果は、何ら問題もないということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
發言する者なし。	
議 長 全 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 長 3 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。 3番、大原です。4項の報告をいたします。 調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。 譲受人は、市内行戸地区、37歳の男性です。譲渡人は、阿見町、68歳の男性です。土地は、市内西蓮寺地区の畠、1,491平米。区分は、売買による所有権移転です。取得する土地までは自宅から約100メーター、1分の距離となります。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものでした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	調査の結果は、自宅から100メーター、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
發言する者なし。	
議 長 全 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 長 1 6 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。5項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生、農業兼パートの74歳の女性の方です。譲渡人は、行方市麻生、76歳の農業の男性の方です。2人の関係は親戚になります。申請理由は、農業経営の規模拡大。区分は、贈与による所有権移転です。この土地は自分の家の裏にあるので、野菜を作る用なので、親戚に譲ってもらったということです。農機具はないので、知人から借用すること、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長	調査の結果は、自宅の裏の土地、野菜を栽培するということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
議 長	発言する者なし。
議 員 全 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 (全員一致)
議 長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。 1番、一村です。第6項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、新宮在住の70代の男性の方、譲渡人も、新宮在住、60代の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定のために、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は現在、レンコン、水稻を中心に7,220平米を耕作しており、農機具もそろっています。今回取得しようとする土地は家から数分のところであり、問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、そして、家から数分の土地ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
議 長	発言する者なし。
議 員 全 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 (全員一致)
議 長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。 1番、一村です。第7項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、新宮在住の50代の男性の方、譲渡人も新宮在住、80代の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定のために、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は現在、レンコンや水稻を中心に1万6,677平米の耕作を行っており、農機具も一通りそろっています。今回取得しようとする土地は家から数分のところであり、問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、家から数分の場所ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
議 長	発言する者なし。
議 員 全 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 (全員一致)
議 長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 長	次に、8項の調査委員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。

1	9	番	<p>19番、高塚です。第8項について調査報告をいたします。</p> <p>調査には、野原推進委員に同行をお願いいたしました。</p> <p>譲受人は、埼玉県朝霞市在住、52歳の農業の男性の方です。譲渡人は、市内手賀在住、49歳、自営業の男性の方です。申請事由は、新規就農、区分は、売買による所有権移転となります。譲受人は、11月の総会において、新規就農で農地を取得いたしました。今回の農地はそれに隣接しております、一体的に使用できるということです。一方、譲渡人は、自営業であります、農地のほうは近くの人に貸していたそうです。そういうわけで、農地を譲り渡すことにしたそうです。通作の時間は車で井貝の作業拠点より約10分ぐらい。現地は、県道水戸神栖線小座山信号より南へ400メートルくらいのところでございます。農機具等もそろい、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長		<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。</p> <p>発言する者なし。</p>
議	長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
			(議案第69号)
議	長		議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務	局		議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があつたので提案する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
			案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長		1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	番	<p>16番、小沼です。1項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、麻生、太田、4人で調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、行方市麻生、68歳、石油販売所の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、91歳、無職の女性の方です。申請理由は、駐車場及び資材置場。区分は売買による所有権移転です。スタンドの裏で、駐車場として利用したいとのことです。事業計画書、見積書、その他関係書類が整っております、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長		調査の結果は、関係書類も整っております、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
			発言する者なし。
議	長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 長		次に、2項、3項については関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
1 番		1番、一村です。2項と3項は関連がありますので、一括調査報告とさせていただきます。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 2項、3項とも、受人は、天掛の土建業を営む男性です。渡人は、行戸在住の農業の男性です。まず2項ですが、申請理由は、砂利搬出のための道路への一時転用で、転用面積は行戸31の6の畠1万1, 732平米のうちの450平米、行戸38の畠1, 137平米のうちの150平米です。3項の申請理由については、砂利採取のための一時転用で、区分については、使用的貸借権となります。転用することによって付近に被害のないことを確認いたしました。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長		調査の結果は、必要関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 員 長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、2項及び3項は原案のとおり可決いたします。
議 長		次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
1 1 3 番		13番、横瀬です。第4項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、茂木委員、小澤推進委員とともに調査してまいりました。 受人は、当市山田在住の男性です。渡人も、同市山田在住の男性です。申請事由は、記載のとおり、自宅拡張の是正です。場所は、北浦地内のゴルフ場の入り口付近です。50年ほど前に宅地として申請をしていましたが、境界が曖昧であったため、今後の世代のために設定をしたいというものです。必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長		調査の結果は、必要関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 員 長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 長		次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1 9 番		19番、高塚です。第5項について調査報告をいたします。

		調査には、木村委員、野原推進委員も同行をお願いいたしまして、行いました。譲受人は、市内玉造甲にある法人、譲渡人も、市内玉造甲在住、90歳の男性の方です。申請事由は、資材置場で、是正となります。区分は、使用貸借権の設定となります。昭和50年より50年近く資材置場、駐車場として無断で使用していましたが、今回、譲渡人も高齢となりまして、息子さんが代表を務める法人に資材置場として是正をし、使用してもらうことになったそうです。始末書も添えられ、関係書類も整っております。現地は、県道山田玉造線、玉造小学校入り口より南へ500メートルくらいのところです。調査の結果は、許可相当だと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。
議長		調査の結果は、始末書も添付しており、また、関係書類も整っております、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議員全議長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第70号)
議長		議案第70号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第70号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
		案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議長		1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
16番		16番、小沼です。1項、2項の調査を報告します。
		この調査には麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。
		1項、2項は関連があるので、一括で報告をします。
		1項、2項とも、申請人は、行方富田、70代の男性の方です。願出要旨は、地目の変更登記のため、区分は非農地証明です。場所は、潮来麻生バイパス線富田の東側1キロ付近になります。現地を確認してまいりましたが、1項は20年前から、2項は35年以上前から山林化しており、復元するのも困難な状況です。1項、2項とも証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議長		調査の結果は、2筆とも山林化しており、元に復元するのは困難ということで、証明書を発行することに許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議員全議長		それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。
1 2 番	12番、橋本です。3項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田、宮寄両推進委員の方の協力を基に調査してまいりました。 申請人は、市内青沼在住の70歳代の女性です。場所は、石上地区の水田2筆446平米の水田です。20年以上耕作しておらず、雑木等が生えているため、農地に戻すのは不可能と思われ、非農地証明を発行するのは妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。
議 長	調査の結果は、現地を確認したところ、雑木等が生えており、元に戻すことは困難ということで、証明書を交付する相当ということでした。質疑はありませんか。
議 員 全 員	発言する者なし。
議 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議 長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8 番	8番、関口です。第4項について調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員さんのご協力いただき、調査をしてまいりました。 申請人は、市内浜在住の男性です。申請事由は、地目変更のため、区分は非農地証明の交付となります。申請地は、鹿島鉄道の旧浜駅入り口に接続する355線の反対側になります。25年以休耕しており、現在は雑木、篠等などがあり、農地に復元が困難な状態がありました。非農地証明の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	調査の結果は、現場は雑木等、また篠等も生えており、非農地証明交付相当ということでした。質疑はありませんか。
議 員 全 員	発言する者なし。
議 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議 長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5 番	5番、木村です。第5項の調査について報告いたします。 この調査は、高塚委員、豊村委員、川島推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は、市内玉造在住、60代の男性です。申請事由は、地目変更登記のため、非農地証明の交付願いです。場所は、国道354号と355号の高須交差点を方面約130メーターぐらい右側に携帯電話の鉄塔の場所になります。平成2年1月22日付で農地法第5条許可により、所有権移転登記済みですが、地目は田で、現在に至るそうです。その後、18年に携帯電話会社と229平米の一部15

		0. 4 1 平米を賃貸借契約を行って現在は鉄塔が立っており、それ以外の土地は除草して管理していました。固定資産評価証明書を添付しており、農地法第5条許可後の35年もたっており、非農地証明発行は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 長		調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。質疑はありませんか。
本澤委員。		
1 4 番		本澤です。これは、平成2年の所有権移転登記ということは、第5条ですから、転用目的として、これは所有権移転の許可が下りたというか、出したというか。
議 長		どうぞ。
事 務 局		平成2年の1月22日付で転用を受けたという受付簿と看板ですね、こちらのほうは確認できているところです。ただ、そのときの書類がちょっと古くなってしまって、市役所に見つからないという現状であります。そのため、転用の取り消していないという証明が出せない現状でございます。そのため、今回は現況証明で対応したいということで、今回提案をさせていただいたところでございます。以上です。
議 長		どうでしょう、本澤委員。
1 4 番		平成2年にこれ許可して、18年に転用目的でこれ電話会社と契約していますけれども、転用目的とすれば、平成2年であればすぐ直ちに転用もしなくちゃいけないと思うんですが、何に転用したかということが分からぬ。
事 務 局		その中身を確認しようと申請書、許可書を探したわけですけれども、それがちょっと存在していないというところです。こちらの5条の許可済みの看板、こちら、転用の目的は宅地ということで標示がされております。過去の受付簿を見ていった中でも、そういう転用目的が宅地というような書き方で許可を受けているもののが多数ございましたので、その中身が建物を建てたのかどうか不明ではございますが、転用の許可は得ているというものと推測できるものでございます。
議 長		小沼委員。
1 6 番		これ電話会社は何年頃から契約が始まったの。
5 番		平成18年。
1 6 番		もう20年間だな。
		で、何年契約だったんですか。NTTの。10年、5年。
5 番		5年か10年と思われます。
議 長		本澤委員。
1 4 番		宅地で転用がしてあれば、1年か2年後には転用したところを農業委員会で現地確認ということでやりますよね。もうそれをやったという、もうこれもなくなっちゃった。
事 務 局		はい、ちょっと保存書類的には、その転用後の調査の部分については、保存しているものがちょっと見つからないというような状況でもあります。昔は、ちょっと権限移譲される前といいますのは、こういった内容は県のほうで許可をするということで、地元の農業委員会は中継といいますか、そういうような立場でやっていた時期でございます。

議長	よろしいでしょうか。
事務局	大変申し訳ございません。今回につきましては、確認できる書類が見当たらないということで、現況証明という形で提案させていただいたもの為、よろしくお願いいいたします。
議長	よろしいでしょうか。
	発言する者なし。
議長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。 (全員一致)
	(議案第71号)
議長	次に、議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 行方市長より、行方市農業委員会長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求めております。計画案は、令和8年2月1日始期の新規12件、38筆、6万4,670平方メートルになります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議長	説明が終わりました。質疑はありませんか。
	発言する者なし。
議長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。 (全員一致)
議長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
	(議案第72号)
議長	議案第72号 農業委員会等に関する法律23号の規定による農業委員会の同意についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第72号 農業委員会等に関する法律23号の規定による農業委員会の同意について下記のとおり辞任願が提出されたので、農業委員会等に関する法律23号の規定による農業委員会の同意の可否について提案する。なお、同規定による同意を決定した場合において、辞任伴い欠員となる農地利用最適化推進委員の補充の要否について提案する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。 農業委員会長宛てに辞任願の提出がございました。詳細につきましては、次のページでご確認いただきたいと思います。

		令和7年11月27日付で横田俊信農地利用最適化推進委員から健康上の理由におきまして、令和7年12月31日をもって、同委員を辞任したいという辞任願が提出されております。農業委員会等に関する法律23条によりまして、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」とされておりますため、こちらの同委員の辞任に関しましてお諮りするものでございます。こちらの辞任の理由に関しましては、健康上の理由とされておりまして、同員につきましては、夏以降体調を崩しまして、現在も療養中ということでありまして、正当な理由としまして認められるかと思われます。
		また、辞任に関しまして同意すると決定した場合におきまして、辞任に伴い欠員となります農地利用最適化推進委員の補充について必要か否かにつきましても、併せて審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
議長		今、説明が終わりました。
議員		それでは、ここで審議をお願いいたします。農業委員会に関する法律23号の規定に基づき、同意することにご異議ございませんか。
全議長		異議なし。（全員一致）
議員		異議なしと認め、推進委員の辞任について同意することに決定いたします。
		おって、同規定による同意を決定した場合において、辞任に伴い欠員となる農地利用最適化推進委員の補充の良否について意見を求める。
		本澤委員。
1番	4	本澤です。今回の辞任につきまして、横田俊信推進委員さんは、私たちと一緒に武田地区の担当推進委員となっております。よって、武田地区の推進委員が欠員になり、推進委員の職務は農地利用最適化、遊休農地解消を実現するため重要なものがありますので、地区担当の推進委員の補充が必要であると考えますので、その点を考慮して、よろしくお願ひをいたしたいと思います。
議長		ただいま、本澤委員より、農地利用最適化推進委員の補充が必要という意見がありました。ほかにご意見ございますか。
議員		発言する者なし。
全議長		それでは、お諮りいたします。今回の辞任に伴う農地利用最適化推進委員の補充を行うことに異議ありませんか。
議員		異議なし。（全員一致）
全議長		異議なしと認め、欠員となった委員の補充を行うことに決定いたします。
		今後、行方市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づき、募集を進めてまいります。
		（報告第51号）（報告第4号）（報告第50号）
議長		次に、報告案件に入ります。報告第51号 令和8年度行方市農業施策に関する要望書への回答について、事務局より説明願います。
事務局		報告第51号 令和8年度行方市農業施策に関する要望書への回答について下記のとおり報告する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。

別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。

こちらは、10月31日に役員の皆さんで要望書を市長へ提出しております。それを受け、12月9日付で行方市長より回答がございました。

内容につきましては、大変申し訳ございませんが、事前に配付しておりますので、各自でご確認いただきたいと思います。

なお、意見交換では、経営所得安定対策として、農業資材、人件費等の高騰に関する補助について強く求めました。また、新規就農応援補助金の要件の緩和、鳥獣被害対策等についても強く要望を行いました。最後に、太陽光発電設備の規制に関する要望を、昨年に引き続き再度要望を行いました。以上です。

議長　　これについて審議を求めます。ご異議ございませんか。
全員一致
議長　　異議なしと認めます。

(報告第52号) (報告第53号) (報告第54号) (報告第55号)

議長　　次に、報告第52号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第55号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事務局　　報告第52号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。農地中間管理機構の特例事業の用に資するため所有権の移動があった一覧になります、ご確認ください。
続きまして、報告第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
こちらは、相続による所有権を取得された方の届出8件の一覧になりますので、ご確認ください。
続きまして、54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知のあった5件の一覧になりますので、ご確認ください。
続きまして、報告第55号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和7年12月23日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
こちらは、先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。

議長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。
全員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認めます。

（閉会宣言） 午後 3 時 51 分

議長 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第 12 回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。